

十四 第 68 条の 21 (事業革新設備の特別償却) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(特定認定事業者等であるかどうかの判定の時期)</p> <p>68 の 21 - 1事業再構築計画、共同事業再編計画、経営資源再活用計画、<u>技術活用事業革新計画、経営資源融合計画</u>若しくは<u>事業革新設備導入計画</u>..... 関係事業者である連結法人、認定事業再構築計画、<u>認定共同事業再編計画、認定技術活用事業革新計画</u>若しくは<u>認定経営資源融合計画</u>..... ...</p>	<p>(特定認定事業者等であるかどうかの判定の時期)</p> <p>68 の 21 - 1事業再構築計画、共同事業再編計画、経営資源再活用計画若しくは<u>事業革新設備導入計画</u>.....<u>関係事業者である連結法人、認定事業再構築計画若しくは認定共同事業再編計画</u>.....</p>

十五 第 68 条の 23 (特定電気通信設備等の特別償却) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)</p> <p>68 の 23 - 1<u>取得等 (取得又は製作若しくは建設をいう。) をした</u>.....</p>	<p>(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)</p> <p>68 の 23 - 1<u>取得し又は製作し若しくは建設した</u>.....</p>

十六 旧第 68 条の 24 (商業施設等の特別償却) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(廃 止)</p> <p>(廃 止)</p>	<p style="text-align: center;"><u>第 68 条の 24 (商業施設等の特別償却) 関係</u></p> <p>(主として公衆の利用に供される共同利用施設の範囲)</p> <p>68 の 24 - 1 <u>措置法令第 39 条の 53 第 1 項に規定する「主として公衆の利用に供</u></p>

改 正 後	改 正 前
	<p><u>される共同利用施設」とは、休憩所、集会場、駐車場、小公園、カラー舗装、街路灯などのように主として顧客その他の地域住民の利用に供される共同利用施設をいうのであるから、措置法第 68 条の 24 第 1 項の表の第 1 号の上欄に掲げる連結法人(以下「事業協同組合等」という。)の組合事務所及び当該事業協同組合等の組合員等が共同で使用する店舗、倉庫等のような施設はこれに含まれないことに留意する。</u></p> <p><u>(注) 同号の中欄に規定する「共同利用施設等」には、事業協同組合等の組合事務所及び当該事業協同組合等の組合員等が共同で使用する店舗、倉庫等のような施設が含まれる。</u></p> <p>(廃止) <u>(中小小売商業者等であるかどうかの判定の時期)</u></p> <p><u>68 の 24 - 2 連結法人が措置法第 68 条の 24 第 1 項の表の第 2 号に規定する中小小売商業者等に該当する連結法人であるかどうかは、その取得又は建設(以下「取得等」という。)をした同号の中欄に規定する店舗用又は倉庫用の建物及びその附属設備を事業の用に供した日の現況によって判定するものとする。</u></p> <p>(廃止) <u>(事業の判定)</u></p> <p><u>68 の 24 - 3 措置法第 68 条の 24 第 1 項の表の第 2 号に規定する中小小売商業者等の営む事業が中小小売商業振興法第 2 条第 2 項に規定する小売業又は同法第 6 条に規定するサービス業に該当するかどうかは、おおむね日本標準産業分類(総務省)の分類を基準として判定する。</u></p> <p><u>(注) 1 「小売業」については、日本標準産業分類の「中分類 55 各種商品小売業」から「中分類 60 その他の小売業」まで、「中分類 70 一般飲食店」及び「中分類 71 遊興飲食店」に分類する事業が該当する。</u></p> <p><u>2 「サービス業」については、日本標準産業分類の「大分類 H 情報通信業」</u></p>

- (廃止) 68の24-4 削除
- (廃止) (店舗の意義)
68の24-5 措置法令第39条の53第2項に規定する「店舗用」の店舗とは、措置法第68条の24第1項の表の第2号に規定する中小小売業者等の営む事業を行うために顧客との間取引がされる場所をいうのであるから、通常店舗と称しないものであっても、理容所、美容所、公衆浴場、旅館、映画館、医院等は店舗に該当する。
- (廃止) (店舗用の範囲)
68の24-6 措置法令第39条の53第2項に規定する店舗用には、68の24-5に定める店舗のほか、商品置場、こん包、発送等に使用される作業所(製造小売業の作業所、飲食店業の調理場を含む。)、従業員の洗面所、休憩室等店舗に付随して設置される施設に使用されるものを含むものとする。
- (廃止) (店舗用又は倉庫用に主として供されている部分の判定単位)
68の24-7 措置法令第39条の53第2項の建物が同項に規定する「店舗用又は倉庫用に主として供されている部分」に該当するかどうかは、建物の階(その階が壁等により更に区分されている場合には、その区分された区画)ごとに店舗用又は倉庫用に主として供されているかどうかにより判定するものとする。
(注) この判定の結果、その階又は区分された区画が貸事務所、貸店舗又は住宅

改 正 後	改 正 前
	<p><u>の用等店舗用又は倉庫用以外の用に主として供されていると認められる場合には、その階又は区分された区画については、措置法第 68 条の 24 第 1 項の表の第 2 号の適用がない。</u></p>
(廃 止)	<p><u>(店舗用又は倉庫用以外の用に供されている部分がきん少である場合の特例)</u> <u>68 の 24 - 8 措置法令第 39 条の 53 第 2 項の認定商店街整備計画に従って取得等をした建物のうちに、店舗用又は倉庫用に主として供されている部分とその他の用に供されている部分とがある場合において、その他の用に供されている部分の床面積が当該建物の床面積の 10 分の 1 以下であるときは、68 の 24 - 7 にかかわらず、当該建物の全部が店舗用又は倉庫用に主として供されているものとして取り扱う。</u></p>
(廃 止)	<p><u>(特別償却の対象となる店舗等の附属設備)</u> <u>68 の 24 - 9 措置法令第 39 条の 53 第 2 項の附属設備は、同項に規定する認定商店街整備計画に基づき建物とともに取得する場合における建物附属設備に限られることに留意する。</u></p>
(廃 止)	<p><u>(特別償却の適用が受けられない部分がある場合の取得価額の区分)</u> <u>68 の 24 - 10 措置法令第 39 条の 53 第 2 項に規定する建物及びその附属設備のうち措置法第 68 条の 24 第 1 項の規定の適用のある部分とない部分とがある場合には、これらの部分に係る取得価額は床面積の比その他合理的な基準により区分するものとする。この場合において、建物附属設備については、当該建物の大部分が同項の規定の適用があるものであるときは、その全部をその適用がある部分に該当するものとするができる。</u></p>

十七 旧第 68 条の 25 (製造過程管理高度化設備等の特別償却) 関係

改 正 後	改 正 前
(廃 止) (廃 止)	<p style="text-align: center;"><u>第 68 条の 25 (製造過程管理高度化設備等の特別償却) 関係</u></p> <p style="text-align: center;">(特定認定事業者であるかどうかの判定の時期)</p> <p>68 の 25 - 1 <u>連結法人が、措置法第 68 条の 25 第 1 項に係る措置法第 44 条の 6 第 1 項に規定する高度化計画に係る認定を受けた連結法人であるかどうかは、その取得し、又は製作し、若しくは建設した同項に規定する製造過程管理高度化設備等を事業の用に供した日の現況によって判定するものとする。</u></p>

十八 第 68 条の 26 (再商品化設備等の特別償却) 関係

改 正 後	改 正 前
(自動車破砕残さ再資源化設備の範囲)	(自動車破砕残さ再資源化設備の範囲)
68 の 26 - 3 <u>同法第 44 条の 6 第 1 項</u>	68 の 26 - 3 <u>同法第 44 条の 7 第 1 項</u>
(注) <u>措置法第 44 条の 6 第 1 項第 1 号</u>	(注) <u>措置法第 44 条の 7 第 1 項第 1 号</u>

十九 第 68 条の 27 (特定地域における工業用機械等の特別償却) 関係

改 正 後	改 正 前
(一の生産等設備の取得価額基準の判定)	(一の生産等設備の取得価額基準の判定)
68 の 27 - 3 <u>2,000 万円</u> 又は 1,000 万円.....	68 の 27 - 3 <u>2,500 万円</u> 又は 1,000 万円.....

改 正 後	改 正 前
<p>(圧縮記帳をした減価償却資産の取得価額)</p> <p>68 の 27 - 4<u>2,000 万円</u>又は 1,000 万円..... (注)</p> <p>(工場用等の建物及びその附属設備の意義)</p> <p>68 の 27 - 8<u>措置法令第 28 条の 9 第 10 項及び第 11 項</u>.....</p> <p>(1) (2) (注)</p> <p>(取得価額の合計額が 10 億円等を超えるかどうかの判定)</p> <p>68 の 27 - 11<u>2,000 万円</u>又は 1,000 万円.....</p>	<p>(圧縮記帳をした減価償却資産の取得価額)</p> <p>68 の 27 - 4<u>2,500 万円</u>又は 1,000 万円..... (注)</p> <p>(工場用等の建物及びその附属設備の意義)</p> <p>68 の 27 - 8<u>措置法令第 28 条の 11 第 9 項、第 11 項及び第 12 項</u>.....</p> <p>.....</p> <p>(1) (2) (注)</p> <p>(取得価額の合計額が 10 億円等を超えるかどうかの判定)</p> <p>68 の 27 - 11<u>2,500 万円</u>又は 1,000 万円.....</p>

二十 第 68 条の 29 (医療用機器等の特別償却) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(取得価額の判定単位)</p> <p>68 の 29 - 1 <u>措置法令第 39 条の 58 第 1 項</u>.....500 万円以上..... </p>	<p>(取得価額の判定単位)</p> <p>68 の 29 - 1 <u>措置法令第 39 条の 58 第 1 項又は第 2 項</u>.....500 万円以 上又は <u>2,700 万円以上</u>.....</p>

(圧縮記帳をした減価償却資産の取得価額)

68 の 29 - 2 措置法令第 39 条の 58 第 1 項.....500 万円以上.....
.....

(主たる事業でない場合の適用)

68 の 29 - 3 措置法第 68 条の 29 第 1 項から第 3 項まで.....

(事業の判定)

68 の 29 - 4措置法第 68 条の 29 第 1 項から第 3 項まで.....
.....

(廃 止)

(圧縮記帳をした減価償却資産の取得価額)

68 の 29 - 2 措置法令第 39 条の 58 第 1 項又は第 2 項.....500 万円以
上又は 2,700 万円以上.....

(主たる事業でない場合の適用)

68 の 29 - 3 措置法第 68 条の 29 第 1 項から第 4 項まで.....

(事業の判定)

68 の 29 - 4措置法第 68 条の 29 第 1 項から第 4 項まで.....
.....

(療養病床等に入院する患者のための施設の用とその他の用に共用されている建物の判定等)

68 の 29 - 6 一の建物が措置法第 68 条の 29 第 2 項に規定する特定医療用建物 以下「特定医療用建物」という。)に係る措置法第 45 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する療養病床等 (措置法令第 28 条の 12 第 4 項に規定する病床に該当するものに限る。以下 68 の 29 - 6 において同じ。)に入院する患者のための施設の用とその他の用に共用されている場合には、原則としてその用途の異なるごとに区分し、当該療養病床等に入院する患者のための施設の用に供されている部分について措置法第 68 条の 29 第 2 項の規定を適用するのであるが、当該建物の一部が当該療養病床等に入院する患者のための施設の用とその他の用に共用されており、その区分をすることが困難であるときは、当該建物の一部が主としていずれの用に供されているかにより判定する。

特定医療用建物に係る療養病床(措置法第 45 条の 2 第 2 項第 2 号に規定する療養病床をいう。以下 68 の 29 - 6 において同じ。)に入院する患者のための施設の用とその他の用に共用されている場合にも同様とする。

改 正 後	改 正 前
(廃 止)	<p><u>注</u> その他の用に供されている部分が極めて小部分であるときは、その全部が療養病床等又は療養病床に入院する患者のための施設の用に供されているものとしてすることができる。</p> <p>(病院の意義)</p> <p>68 の 29 - 7 特定医療用建物に係る措置法第 45 条の 2 第 2 項第 2 号に規定する「病院又は診療所」とは、医療法第 1 条の 5 に規定する病院又は診療所をいうのであるから、例えば、助産所、歯科技工所、療術所、動物病院等は含まれないことに留意する。</p>

二十一 旧第 68 条の 32 (農業経営改善計画を実施する法人の機械等の割増償却) 関係

改 正 後	改 正 前
(廃 止)	<u>第 68 条の 32 (農業経営改善計画を実施する法人の機械等の割増償却) 関係</u>
(廃 止)	<p>(事業の判定)</p> <p>68 の 32 - 1 連結法人の営む事業が措置法第 68 条の 32 第 1 項に規定する農業に該当するかどうかは、おおむね日本標準産業分類(総務省)の分類を基準として判定する。</p>
(廃 止)	<p>(農業用の機械及び装置)</p> <p>68 の 32 - 2 農業用の減価償却資産が機械及び装置に該当するかどうかは個々の減価償却資産の属性に基づき判定するのであるが、措置法第 68 条の 32 の規定の適用上、耐用年数省令別表第七(以下 68 の 32 - 2 において「別表第七」という。)</p>

に掲げる減価償却資産のうち次の表に掲げるものは機械及び装置に該当するものとする。

別表第七の種類	左のうち機械及び装置に該当するもの
電動機 内燃機関、ボイラー及びポンプ トラクター	全部
耕うん整地用機具 耕土造成改良用機具 栽培管理用機具 防除用機具 穀類収穫調整用機具 飼料作物収穫調整用機具 果樹、野菜又は花き収穫調整用機具 その他の農作物収穫調整用機具	動力により作動するもの及び トラクターに装着し又はけん 引させて作業をするもの
農産物処理加工用機具 (精米又は精麦機を除く。) 家畜飼養管理用機具 養蚕用機具	動力により作動するもの
その他の機具	精米機及び精麦機

(廃止)

(農業用とその他の用に共用されている建物の判定)

68の32-3 一の建物が農業用とその他の用に共用されている場合には、原則としてその用途の異なるごとに区分し、農業用に供されている部分について措置法第68条の32第1項の規定を適用するのであるが、次の場合には、次によることに取り扱う。

- (1) 農業用とその他の用に供されている部分を区分することが困難であるときは、当該建物が主としていずれの用に供されているかにより判定する。
- (2) その他の用に供されている部分が極めて小部分であるときは、その全部が農業用に供されているものとする事ができる。